

漢文で書かれた石碑と浜松の土地問題

4つの漢文碑から読みとりうること

Tracing Land Development Projects in Hamamatsu through Classical Chinese Text Inscriptions on Stone Monuments

許山 秀樹

Hideki Nomiyama *

< 論文概要 > : 本稿は、浜松にある4つの石碑の相違点を調査し、明らかにしようとするものである。これらの4つの石碑は二つの共通点がある。一つは、古典中国語（漢文）で書かれていること、もう一つは、土地開発のことを扱っていることである。この4つの漢文碑を比較しながら、それぞれの漢文碑がどのような特徴を持っているかを論じる。

キーワード：漢文、石碑、土地開発

Abstract: This paper comparatively analyzes classical Chinese text inscriptions in four stone monuments in Hamamatsu city erected to commemorate the completion of land development projects in the Meiji, Taisho and Showa Era.

Keywords: classical Chinese text, stone monuments, land development

1 はじめに

人物を顕彰したり、事業を記録したりする際、古来、多くの石碑が残されてきた。石に刻めば風雪に耐えて後世に伝えうる。また、石碑は堅牢で重量があるから、顕彰・記録すべき人物・事業ゆかりの土地に長く置かれることになり、破壊されたり散逸したりすることも少ない。記録し伝達するという手段として、石碑が選ばれたことは理由のあることである。だが、石碑には記録という点で問題点も存在する。それは、散逸を防ぐための重量がそのまま欠点となり、拓本等で写しを取らない限り、そこから離れることができないのである。そのため、史料として

別の場所で役立てにくい。また、碑文は典雅なものが求められたため、彫琢を凝らした漢文体で起草され、さらに能書家の揮毫によって書かれたものが少なくない。そのため、碑文の多くは、漢文の知識と書道の教養を持った人でなければ直ちには理解できないものとなった。後世への記録として使われた石碑は、それゆえに、やがてあまり顧慮されなくなったのである。

漢文で書かれた碑文はいまなお考察すべき点が見られる。だが、これまでのところ、系統的な研究はあまり多くはなく、史料として十分活用されているとは言い難い。^(注1)本稿で碑文を取り上げる理由はそこにある。

筆者の住む浜松には多数の漢文碑が残されている。その全体に関する研究は別稿に譲り、今

* Faculty of Informatics, Shizuoka University

回はその中でも、浜松の3つの土地問題に関する漢文碑を取り上げる。「3つ」とは、三方原開拓、村櫛干拓、富塚河川改修、である。の村櫛に関しては2つの漢文碑が残されているので、取り上げる漢文碑は併せて4基である。

漢文を解読した後、その碑文から読み取りうる内容、他の史料との関係、そして、それぞれの碑文の特徴を論じたい。

浜松市^(注2)は1996年(平成8年)から1999年(平成11年)まで、市内の石造文化財に関して、網羅的な調査を行なった。その成果は、『浜松市の石造文化財』(浜松市石造文化財調査会、1997-2000年)、『浜松市の石造文化財』(浜松市教育委員会、2001年)、『浜松市石造文化財所在目録』(浜松市教育委員会、2001年)に結実している。本稿では、その成果をふまえて論を進めるが、碑文の文字は、様々な書体・字体で書かれる上に、崩し字も多いため、誤って記録されることも少なくない。したがって、碑文に直接当たって調査した。

調査した後、本稿では原文を掲載し、それを書き下し文にしてその後に掲載する。石碑は縦書きであり、おおむね旧字で、句読点無しで石に刻字されている。印刷の都合上、本稿では原文部分を除いて横組みとする。また、本稿では原文のみすべて旧字・句読点なしで書き、読みやすさを考慮して書き下し文では通常の字体で書くことにする。なお、碑文のなかには、異体字・くずし字等も見られるが、これは最も一般的な字体に統一して記述する。^(注3)

2 気賀三富翁碑(気賀林碑)

最初に、浜松市北区にある碑をとりあげる。^(注4)三方原小学校の南西300メートルのところ三方原神社がある。その一角に、通りに面して石碑が建っている。石碑に書かれた正式な篆額は「気賀三富翁之碑銘」である。「気賀三富翁」とは「気賀林」という人物を指す。

2 - 1 碑文と書き下し文

【原文】(縦書き部分参照)

【書き下し文】

気賀三富翁の碑銘

君、諱は宜徳、字は令豈、淡菴と号す。幼名は賀子治、通称は半十郎、又た、林右衛門、後、又た、林と称す。遠江国引佐郡気賀の人、其の祖は気賀荘右衛門宗保なり。井伊直盛^(注8)に仕う。直盛、今川氏に属し、永禄三年五月桶狭に戦没す。子孫世よ気賀に居り、元和年間、気賀、近藤氏の采邑と為り、因りて岩井氏と改む。八世の孫荘右衛門久長に至り故有りて隠遁し、焉を嗣ぐ者無し。君、実は同邑の農の竹田兵左衛門諱は宜住の二男にして岩井氏と旧故有るを以て、乃ち岩井氏を継ぎ焉を興す。年甫めて十八なり。^(注9)父、田二十石余金百八十余両を与え居を故荘に築き、横田氏を娶る。採薪春穀^(注10)、備く辛苦を嘗め、未だ能く小康ならざるなり。因りて朋友に謀るに教うる所、皆な錐刀の末にして与に偉業を成すに足らず。是に於いて慨然として志を奮い賞を親戚に借り専ら土産の蘭席^(注11)を買い諸を江都に輸し夙夜黽勉し、年に贏余^(注12)を得たり。拮据すること十年、家道漸く裕かにして未だ幾ならずして万金を積むに至る。是より先、擢でられて里正と為り、領主、地土格^(注13)を賜う。又た勘定奉行同席と為り是に於いて井



氣賀三富翁之碑銘

君諱宜德字令豈號淡菴幼名賀子治通稱半十郎又林右衛門後又稱林遠江國引佐郡氣賀人其祖氣賀莊右衛門宗保仕於井伊直盛直盛屬今川氏永祿三年五月戰沒桶狹子孫世居氣賀元和年間氣賀爲近藤氏采邑因改岩井氏至八世孫莊右衛門久長有故隱遁無嗣焉者君實同邑農竹田兵左衛門諱宜住二男以與岩井氏有舊故乃繼岩井氏興焉年甫十八父與田二十石餘金百八十餘兩築居於故莊娶橫田氏採薪春穀備嘗苦辛未能小康也因謀朋友所教皆錐刀之未不足與成偉業於是慨然奮志借貲於親戚專買土產蘭席輸諸江都夙夜勉年得贏餘拮据十年家道漸裕未幾至積萬金先是擢爲里正領主賜地土格又爲勘定奉行同席於是井伊谷濱松志都呂相良諸侯聘以參與會計以興民利長經濟也元治元年讓家於長男半十郎別築一家與三男信三郎且戒曰凡欲富家寅而起子而臥莫耽驕奢莫失信義勵精專志倣我勤儉迨明治十年本支合累巨萬云君壯時所志者有三大事焉一開墾三方原也一通船路于濱松也一貫山道于信州也舊幕府時上書請之不許明治元年屬靜岡管轄知事德川家達顯謀殖產因獻言三事知事嘉納之將就其緒君自負開墾之任移民戶種菜蔬欲以爲一邨落未見成績四年請官復原姓氣賀時天下廢藩置縣濱松縣令林厚德亦務關土殖產使君當其任於是營屋居之募耕夫除草萊種茶六十萬株廣漠不毛之野變爲瑞芽鋪綠之地名曰百里園而船路山道亦從而開通時年六十有六矣是歲獻言左院具述外債償還之法議不見用而賜賞書十年 鳳駕西幸靜岡縣令大迫貞清奏君之功績辱拜 天顏之榮賜以白絹一匹蓋異數也十二年以齡躋七旬大開壽筵君有七男七女孫十三人曾孫六人配偶者幾及十其他親戚朋友會者數百名人以擬郭汾陽是歲百里園茶賜二等賞牌十六年四月罹病二十三日終不起享年七十有四葬於東林寺先塋之次配橫田氏先歿後娶中邨氏君天資忠直臨事果敢能忍人之所不能堪少時讀書僅一年好耽小技自從事商賈盡罷之粗衣糲食遏絕酒肉逮三十餘歲復務讀書五十歲始學詩六十餘歲又學歌平素有暇手不釋卷說人唯以勤儉二字年逾七旬矍鑠健飯壯夫不能及也曾修禪學有所醒悟不以喜怒哀樂動情所志必期成功凡獻金 朝廷及舊幕府諸侯四千五百餘圓而受賜七十餘品食俸二十二口其他寄附學校喜捨社寺及賑恤貧民金穀不可殫述林縣令曾贈三富翁號蓋以富財富齡富子孫也靜岡縣書記官某謀乞余銘今又其子孫攜狀來示乃銘之曰

建功興業 不辭艱劬 渺茫廣野 遂簇雲腴 信山遠海 運輸通途 三事已就 三富集軀
載謁鸞輿 賜以匹絹 維忠維誠 勳績炳煥 振振子孫 春秋陳奠 積善有慶 永受天眷

明治二十四年五月 從四位文學博士 中邨正直撰

從三位勲三等伯爵井伊直憲篆額 正五位日下部東作書

宮龜年刻字

伊谷・浜松・志都呂・相良の諸侯聘して以て会計に参与せしめ、以て民利を興し経済を長ぜしむるなり。元治元年家を長男半十郎に譲り別に一家を築き三男信三郎に与え、且つ戒めて曰く、凡て家を富ましめんと欲すれば寅^(注14)にして起き、子にして臥し、驕奢に耽ること莫かれ、信義を失うこと莫かれ、励精専志して我に倣いて勤儉たれ、と。明治十年に迺り本支合して^(注15)巨万を累めと云う。君壯時志す所の者、三大事有り、一は三方原を開墾するなり、一は船路を浜松に通ずるなり、一は山道を信州に貫くなり。旧幕府の時、上書して之を請うも許されず、明治元年、静岡管轄に属し、知事徳川家達^(注16)顧^{もつぱ}ら殖産を謀り因りて三事を献言す。知事、之を嘉納して將に其の緒に就かんとす。君、自ら開墾の任を負い民戸を移し菜蔬を種え以て一邨落を為さんと欲するも、未だ績を成すを見ず。四年、官に原姓気賀に復さんことを請う。時に天下廢藩置県し浜松県令林厚徳^(注17)も亦た關土殖産に務め、君をして其の任に当たらしむ。是に於いて屋を営み之に居り耕夫を募り草萊^(注18)を除し茶六十万株を種え、広漠不毛の野、変じて瑞芽^(注19)鋪緑の地と為り、名づけて百里園と曰う。而して船路山道も亦た従いて開通す。時に年六十有六なり。是の歳、左院^(注20)に献言して外債償還の法を具述するも議は用いられずして賞書を賜わる。十年、鳳駕西幸し静岡県令大迫貞清^(注21)、君の功績を奏し天顔を拝するの榮を辱くし賜うに白絹一匹を以てす。蓋し異数^(注22)なり。十二年、齡七旬に躋るを以て大いに寿筵を開く。君、七男七女孫十三人曾孫六人有り、配偶者は幾んど十に及ぶ。其の他の親戚朋友の会せる者数百名、人以て郭汾陽^(注23)に擬す。是の歳、百里園の茶、二等賞牌を賜わる。十六年四月病に罹り二十三日、終に起たず、享年七十有四、東林寺の先塋の次に葬らる。配の横田氏、先に歿せし後、中邨氏を娶る。君、天資忠直にして事に臨みて果敢、能く人の堪う能わざる所を忍ぶ。少き時、書を読むこと僅に一年にして好みて小技^(注24)に耽る。商賈に従事せし自り尽く之を罷

め粗衣糲食して酒肉を遏絶す。三十余歳に逮び復た読書に務め、五十歳にして始めて詩を学び、六十余歳にして又た歌を学び、平素暇有らば手、巻を釈かず、人は唯だ勤儉の二字を以てせよと説く。年七旬を逾ゆるも矍鑠健飯、壯夫も及ぶ能わざるなり。曾て禅学を修め醒悟する所有り、喜怒哀楽を以て情を動かさず、志す所は必ず成功を期す。凡て朝廷及び旧幕府の諸侯に四千五百余円を献金し、賜七十余品食俸二十二口を受く。其の他の学校に寄附し社寺に喜捨し、及び貧民に賑恤せる金穀は、述を殫くすべからず。林県令曾て三富翁の号を贈る。蓋し富財富齡富子孫を以てなり。静岡県書記官某謀りて、余に銘を乞う。今又た其の子孫、状を携えて来り示す。乃ち之に銘して曰く

功を建て業を興し、艱劬^(注25)を辞さず。渺茫たる広野、遂に雲映^(注26)簇がる。信山遠海、運輸途を通ず。三事已に就り、三富軀に集う。載ち鸞輿^(注27)に謁し、賜うに匹絹を以てす。維れ忠維れ誠、勲績炳煥たり。振振たる子孫、春秋陳奠^(注28)す。積善慶有り、永く天眷^(注29)を受けん。

明治二十四年五月 従四位文学博士 中邨正直撰

従三位勲三等伯爵井伊直憲篆額 正五位日下部東作書 宮龜年刻字^(注30)

2 - 2 碑文に登場する人物

気賀林は1810年(文化7年)生まれで、1883年(明治16年)に74歳で死去している。気賀林の事跡に関しては、「静岡県令大迫貞清君上表」(『百里園風光・附気賀湖放亀』所収)が1878年(明治11年)気賀林69歳のときに作成されており、「気賀林翁伝」が死後に作成されている。^(注31)また、『岩井宜徳自伝』が1972年に浜松市立図書館で編纂されているほか、川島幸雄『気賀三富翁伝』が参考になる。^(注32)

撰文は中村正直である。中村は1832年(天保3年)生まれ、1891年(明治24年)6月没であ

る。昌平坂学問所で学び、幕府の儒官となる。イギリスで学んだ後、静岡学問所の教授となる。碑文中に「明治二十四年五月」の記述があるから、この碑文は中村の死の直前に書かれたことになる。『西国立志篇』や『自由論』の翻訳で名高いが、中村の筆による漢文による碑文も少なくない。(注33)

碑文書写者は日下部東作(鳴鶴)である。日下部東作は1838年(天保9年)に彦根藩士の家に生まれ、1922年(大正11年)に没した書道家である。明治維新後、新政府の太政官などに就いたが、大久保利通暗殺後に退任し、書道に専念した。日下部東作が揮毫した碑文は全国にある。なお、一地方人である気賀林の石碑碑文の書を著名な日下部東作が担当した事情について、『遠州の史話』(神谷昌志、静岡新聞社、1990年)に以下のように言う。(p.37)

天下に聞こえた鳴鶴が、全国的にはあまり知られていなかった気賀林の顕彰碑の筆をとった背景には石黒務の存在があったと考えられる。石黒は浜松県の発足とともに彦根から浜松に来住、権参事として活躍、三方原開拓にも気賀林を行政面で援助した人で、その石黒と日下部東作(鳴鶴)とは彦根藩の弘道館で同窓であったため、石黒の仲介によって碑文の筆をとったものだろう。

とすれば、碑文中にある「静岡県書記官某」とは、石黒務を指すか。(注34)日下部東作筆の碑は、管見の範囲では浜松では他に見いだせない。

刻者は宮亀年である。(注35)宮亀年は全国的に著名な刻者であり、数多くの石碑制作に携わった。(注36)宮亀年の手による碑は、管見の範囲では、浜松には他に見いだせない。

2 - 3 他の史料との相違

まず、「気賀林翁伝」(以下、「伝」と略称する)「静岡県令大迫貞清君上表」(以下、「上表」と略記する)との比較を行う。「所教皆錐刀之未不足与成偉業」の部分、「上表」では具体的に書かれ、附木や線香の製造を助言されたという。また、「借貲於親戚」も「上表」では具体的に百円という金額が書かれている。また、「蘭席」は「伝」では「琉球表」(注37)とする。また、「伝」では気賀林が米相場で大損失を蒙ったことを述べるが、碑文では全く触れていない。

「伝」「上表」では、1864年(元治元年)の子供への資産分与は、長男半十郎(七割)二男鷹四郎(三割)が対象となっているが、碑文では長男半十郎と三男信三郎が対象とする。他の史料(注38)によれば、三男は「伝三郎」であり、この時すでに逝去している。いずれにしても、碑文は誤る。

「伝」では、「十一年十月官製茶共進会を横浜に開く。内務大蔵の二卿親臨して賞与の典を挙ぐ。翁の出す所、貳等賞牌金三拾円を得て嶄然頭角を場中に出す(原文表記を一部、変更した)」といい、明治11年のこととするが、碑文は明治12年とする。他の史料の年号は12年を支持するので、碑文が正しい。(注39)

「十年、鳳駕西幸し」と碑文では書くが、「伝」は明治11年10月のこととする。他の史料と併せて、「伝」の記述が正しい。

2 - 4 碑文の特徴

この碑文の特徴は、長文の漢文によって書かれた重厚典雅なものである、という点である。揮毫者や石工も当時第一級の人であったことも併せ、特筆すべき碑と言えよう。ただし、碑文中に人名を取り違えるという誤りも存在する。

3 浜名湖干拓に関する2つの石碑

浜名湖に突き出た庄内半島の先端付近に村櫛バス停があり、そこから東へ歩いていくと、水

開拓
記念
之
碑

濱名湖中半島尤大者其延長約略二里盡頭有一村名村櫛焉境僻地隘澳灣亦弗甚深闊是以水陸之利不足以賑一村也鶴見信平翁濱松實業家中之一傑士也性寬忍意剛毅而情敦厚而恒深注意于產業之啓發嘗爲濱松商業會議所會頭以大計畫商工業之進運又爲濱松町町長以能料理市制施行之設備翁又巧筆札時詠國歌而有佳作而餘力之所及曾致意于村櫛村民業之開治焦慮經營有年于茲矣今則塋確之地變爲曠夷平坦之土沮洳之涯化爲清澱深碧之池風光明媚山水道麗園村依之以增生業汽船日臻而征客亦加衆然而開墾五十町餘內養魚池爲二十五町於物魚鼈躍肥美靡等倫從是他湖邊傲之爭設養魚之池而地方市邑甫每膳有新鮮潑刺之魚矣於以村人袴田巽等與村民相謀欲建一碑以詒翁之功德于後昆而翁固辭弗聽懇請愈切矣翁乃曰文之與書得諸穆堂鹿野子則甘受之已何也子誠贛直超俗之士也予素不相識嘗有由事而大感乎其爲人者從是雷陳膠漆眞天下之石交也子則不必爲過稱之辭矣於是議輒決碑亦將成而翁忽然得不治之疾遂逝而爲他界之人然病革將瞑毅然述永別之辭且曰請必果前諾余曰其安之有不日必償宿債者曰是可以瞑焉及今念之則音容宛然在于目睫之間也嗟乎余也固不嫻文字至書道則殆弗足記姓名雖然如翁而尚存世則池塘迢遙之時一碑之碑碣亦不爲復以不資乎多年經營辛苦之一慰藉然而今也則亡矣余今更執筆而惻然愴然不知如何之言詞乎可以志述之也夫 銘曰

舉世排擠欲獨專壇事功匪易公益尤難生生之產利民之肝遺德脈脈千歲不殫

大正五年十一月三日

鹿野悠撰並書

松下忠吉刻

神社がある。この水神社のなかに、石碑が建っている。(注40) 浜名湖干拓に貢献した鶴見信平を特に頌えた碑文となっている。篆額では「開拓記念之碑」とする。

3 - 1 「開拓記念碑」(鶴見信平碑)の
碑文と書き下し文

【原文】(縦書き部分参照)

【書き下し文】

開拓記念の碑

浜名湖中、半島尤も大なる者、其の延長約略二里、尽頭に一村有り、村櫛と名づく。境は僻、地は隘にして、澳灣(注42)も亦た甚しくは深闊ならず、是を以て水陸の利、以て一村を賑すに足ら



ざるなり。鶴見信平翁^(注43)は浜松実業家中の一傑士なり。性は寛忍、意は剛毅、而も情は敦厚にして恒に深く意を産業の啓発に注ぐ。嘗て浜松商業会議所会頭と為り、以て大いに商工業の進運を計画す。又た浜松町町長と為り、以て能く市制施行の設備を料理す。^(注44)翁又た筆札に巧みにして、時に国歌を詠じて佳作有り。而して余力の及ぶ所、曾て意を村櫛村民業の開治に致し、経営に焦慮すること茲に年有り。今則ち犖确^(注45)の地、変じて曠夷^(注46)平坦の土と為り、沮洳の涯^(注47)、化して清澗^(注48)深碧の池と為り、風光明媚、山水遒麗^(注49)にして闔村^(注50)、之に依りて以て生業を増し、汽船日び臻りて征客も亦た加わりて衆然たり。而して開墾せる五十町余内、養魚池は二十五町為りて、於^あ物ちて魚鼈躍り^(注51)肥美たるは等倫^(注52)靡し、是より他の湖辺、之に倣い争いて養魚の池を設く。而して地方の市邑甫めて毎膳に新鮮澆刺の魚有るなり。於^こを以て村人袴田巽等^(注53)、村民と相い謀りて一碑を建て、以て翁の功德を後昆に^つ認^念^(注54)げんと欲す。而れども翁固辞して聴わず。懇請愈よ切なり。翁乃ち曰く、「文と書と^(注55)、諸を穆堂鹿野子則^(注56)に得れば之を甘受するのみ。何となれば、子誠に頼直^(注57)超俗の士なればなり。予、素と相い識らず、嘗て事に由りて大いに其の人と為りに感ずる者有り。是より雷陳膠漆、真に天下の石交なり^(注58)。子則は必ずしも過称の辞たらず」と。是に於いて議輒ち決し、碑も亦た將に成らんとするに、翁忽然として不治の疾を得、遂に逝きて他界の人と為らんとす。然れども病革まり^(注59)將に瞑せんとして、毅然として永別の辞を述べ、且つ曰く、「請う、必ず前諾を果さんことを」と。余曰く「其れ之を安んぜよ。日あらずして必ず宿債^(注60)を償う者あらん」と。曰く「是れ以て瞑す可し」と。今に及びて之を念えば、則ち音容宛然として目睫の間^(注61)に在るなり。嗟乎余や、固より文字を嫻わず、書道に至りては則ち殆ど姓名を記すに足らず^(注62)、然りと雖ども如し翁にして尚お世に存せば則ち池塘迢遙の時、一碑^(注63)の碑碣も

亦た復た以て多年経営辛苦の一慰藉に資せずと為さず。而れども今や則ち亡きなり。余今更に筆を執りて惻然愴然とす。知らず、如何せん。この言詞や、志を以て之を述ぶべきかな。銘^(注64)に曰く、

世を挙げて排擠^(注65)し、独り壇を専らにせんと欲す。事功易きに匪ず、公益尤も難し。生を生うの産^(注66)、民を利するの肝、遺徳脈脈として、千歳殫きず。

大正五年十一月三日 鹿野悠^{あわ}撰し並せて書す

松下忠吉^(注67)刻

3 - 2 碑文に登場する人物

撰文と書は鹿野悠である。鹿野悠は静岡県立浜松商業学校の教諭であった。1904年(明治37年)に同校に就職し、1929年(昭和4年)に退職し、1935年(昭和10年)に没している。『同窓会誌』(浜松商業学校同窓会、1935年)に「鹿野先生の思ひ出」と題する清水一郎氏の追悼文がある。その中に、鹿野の家の中の様子に関して次のように記述がある。(pp.44～50)「本は漢書か国文学書か美術書かなぞであつた。其部屋へ入ると国学者か漢学者かの書齋であるなど一目で感じられる様なものであつた。』^(注68)漢籍に関する知識はかなりあったように思われる。^(注69)

刻者の松下忠吉は、おそらく、浜松近辺の石工であろう。管見の範囲では、浜松の石造文化財調査資料を見るかぎり、与進小学校の碑「顕彰碑」など約四十基に名前を見いだせた。最も古いものは笠井町養円寺にある記念碑で、1899年(明治32年)の年号がある。最も新しいものは上浅田一丁目浅間神社にある耕地整理完成記念碑で1940年(昭和15年)の年号がある。

3 - 3 碑文の特徴

この碑文の特徴は、注を附さなければ読めない語句が少なくない、ということである。また『詩経』や『史記』の典故を有しており、伝統的な碑文として十分なものとなっている。とりわ

碑之蓄餘玖參

今日之堪輿上非富國強兵則爲國也難矣而富國之道亦多岐如我帝國固以農爲本焉爲本村村櫛之面勢斗出于湖水禾田太稀也村之某某等憂之有年因胥議相地勢埋湖面新墾田從此東南蒸氣河岸至西北字新田四區域六町貳段貳畝八步起工於明治三十五年二月十日訖於三十七年十二月十日竣矣既稼種未幾年收穫不讓於古田可謂不眇國益也而事有要經南北庄内兩村之承認而會兩村間生異議久而不解神職袴田巽氏居中調停始協解漸釋隨本村亦能得收汚邪滿車穰穰滿家之實益也矣於此乎氏之功有不可泯滅者因某某等建碑以傳之於永遠併示富國道以不可以忽乎農事于後來云爾

明治卅九年十二月一日村櫛尋常高等小學校訓導兼
校長堀野金藏撰文七十三翁華山堀野義豐篆額併書

佐藤北洲刻

け、「於物魚鼈躍」(『詩經』)は重要である。これは、王が霊台を作ろうとしたら民衆が進んで建築を行い、豊穰を暗示する魚が飛び跳ねて、王をことほぐ内容を持っている。この碑文でこの典故を用いることにより、単に養魚業が成功したことを述べるだけでなく、この事業を行なった鶴見信平をも暗に頌えている。漢籍に関する知識が碑文の中に十分あらわれているといえよう。

3 - 4 「参玖余蓄碑」(袴田巽碑)の碑文と書き下し文

前節の「開拓記念碑」(鶴見信平碑)に登場する「袴田巽」に関する石碑も、この石碑の近くに建てられている。^(注70) 村櫛バス停の道路脇の石碑がそれである。ここで併せて見ておこう。篆額は「参玖餘蓄之碑」である。

【原文】(縦書き部分参照)

【書き下し文】

参玖余蓄の碑^(注74)



今日の堪輿^(注75)の上、富国強兵に非らざれば、則ち国を為すや難し。而して富国の道も亦た多岐にして、我が帝国の如きは固より農を以て本と為す。本村村櫛の面勢為るや、斗のごとく湖水に出で、禾田太だ稀なり。村の某某等之を憂うこと年有り。因りて胥い議して地勢を相、湖

面を埋め、新たに田を墾す。此より東南の蒸気岸に^み沓ち、西北に至る。^(注76)字新田四区域六町貳段貳畝八歩、明治三十五年二月十日に起工し、三十七年十二月十日に訖りて竣わる。既に種を稼えて未だ幾年ならずして収獲古田に譲らず、畝からざる国益と謂うべきなり。しかして事、南北庄内両村の承認を経るを要する有るも、会ま両村の間に異議を生ずること久しくして解せず。神職袴田巽氏中に居りて調停始めて協解漸積^(注77)す。随って本村も亦た能く汚邪車に満ち穰穰として家に満つるの実益を収むるを得たるなり。^(注78)此に於いてか氏の功泯滅すべからざるもの有り。因りて某某等碑を建て以て之を永遠に伝え、併せて富国の道の以て以て農事を忽せにすべからざるを後来に示さんとすとしか云う。明治卅九年十二月一日村櫛尋常高等小学校訓導兼校長堀野金蔵文を撰し、七十三翁華山堀野義豊篆額し併せて書す

佐藤北洲刻^(注79)

3 - 5 碑文に登場する人物

撰文者の堀野金蔵は1860年(万延元年)に村櫛で生まれ、1879年(明治12年)浜松中学校師範全科を卒業し、1893年(明治26年)に村櫛尋常小学校校長に任ぜられた。1911年(明治44年)に没している。浜松の石造文化財調査資料を見るかぎり、堀野金蔵は、浜松市内では他にもう一つ、村櫛町八柱神社北側にある石碑「陸軍歩兵一等卒小松文吉君之碑」(1895年(明治28年)制作)に名がある。これも漢文で書かれている。

堀野義豊は未詳である。浜松の石造文化財調査資料のなかでは、浜松の他の石碑にその名を見いだせなかった。

佐藤北洲は、浜松市内では、管見の範囲では、浜松の石造文化財調査資料で、17基に名前を見いだした。最も古いものは小池町長福寺の顕彰碑で、1897年(明治30年)の年号がある。最も新しいものは利町五社神社の鳥居で、1929年(大正9年)の年号がある。佐藤北洲も、松下忠吉と同じく、浜松周辺の石工と思われる。

3 - 6 碑文の特徴

この碑文では、「汚邪満車、穰穰満家」という典故が用いられている。低い土地という意味の「汚邪」と豊穰を表す「穰穰満家」が同時に使われた箇所を用例としており、村櫛の土地に合ったものといえよう。また、「鶴見信平碑」と比較して、難解な語句は少ない。

4 段子川と河川改良耕地整理に関する石碑

静岡大学(浜松キャンパス)の北門を出て左に曲がり進んでいくと、道が緩やかに右に曲がる。長坂と呼ばれる坂を降りると、段子川にあたる。この川の流りに随って行くと、北から流れる川(権現谷川)と合流するところに富塚幼稚園があり、そこに東雲橋がかかっている。その東雲橋の西のたもとに、ナギの木と並んで石碑が建っている。^(注80)篆額は単に「記念碑」とする。

4 - 1 碑文と書き下し文

【原文】(縦書き部分参照)

【書き下し文】

記念碑

静岡県知事田中広太郎篆額

佐鳴湖の東北、山谷相い迫り、排水の利、甚だ其の宜きを失う。大雨有る毎に災害頻りに臻れり。郷党の有志、深く之を憂い、河川の改浚を企図するも、未だ素願を果さざること茲に年有るなり。偶ま帝国飛行聯隊の三方原に設置さるるや、竹木を伐採し溪谷を開拓して之を為る。吾が富塚郷は、河川忽ち氾濫し、水田の荒蕪に帰する者、五十有余町歩、其の惨害、実に名状すべからざる者有るなり。^(注82)因りて情を陸軍省に陳べ救恤を哀願す。幸に交附金を得、県庁当局関係者の得力を並せ^(注83)、即ち昭和四年五月を以て河川改良耕地整理の工事を起こし、同六年八月を以て竣功を告げ、八年二月を以て事務

碑念記

静岡縣知事田中廣太郎篆額

佐鳴湖東北山谷相迫排水之利甚失其宜每有大雨災害頻臻
矣鄉黨之有志深憂之企圖河川改浚未果素願者茲有年焉偶
帝國飛行聯隊之設置於三方原也伐採竹木開拓溪谷爲之吾
富塚郷者河川忽汜濫水田歸荒蕪者五十有餘町步其慘害實
有不可名狀者焉因陳情于陸軍省哀願救恤幸得交附金並縣
廳當局關係者之得力即以昭和四年五月起河川改良耕地整
理之工事以同六年八月告竣功以八年二月事務完了矣一郷
之福祉莫大焉偉哉其功大哉其績蓋非幾多愛郷之士協力一
致去私就公焉能得如此仍以記事囑于衲衲爲之銘曰

灌溉耕勸利 成功期萬全 埋溪穿竹木 拓路理河川
凶土化豐土 惡田歸美田 五風兼十雨 和得幾千年^(注81)

昭和八癸酉歲仲春

再住方廣兩光禪寺無外撰

崑山書



完了せり。一郷の福祉、焉より大なるなし。偉なる哉、其の功、大なる哉、其の績。蓋し幾多の愛郷の士の協力一致私を去り公に就くに非ずんば、焉ぞ能く此の如きを得んや。仍りて事を記すを以て衲^(注84)に囑し、衲之を爲す。銘に

曰く、

灌溉耕勸利あり、成功万全を期す。溪を埋めて竹木を穿ち、路を拓きて河川を理む。凶土 豊土に化し、悪田 美田に帰す。五風 十雨を兼ね^(注85)、和 幾千年を得ん。

昭和八癸酉の歳仲春

再住方廣兩光禪寺無外撰す^(注86) 崑山書^(注87)

4 - 2 碑文に登場する人物

篆額の田中広太郎は1931年(昭和6年)に静岡県知事に着任し、1935年(昭和10年)に離任した。田中は静岡県以外にも、大阪府知事、長崎県知事、愛知県知事などをつとめた。碑文に「県庁当局関係者之得力」とあるので、その縁で知事に篆額を依頼したものとおもわれる。「田中広太郎」の名は、浜松の石造文化財調査資料では、鹿谷町亀山神社にある石碑にも見える。こちらも昭和8年に制作されたものである。

撰文者の無外(金剛宣之)は兩光禪寺の住職であった。1884年(明治17年)に生まれ、1980

年(昭和55年)に没した。現在の両光禅寺の先々代の住職に当たる。「再住」は僧侶の位を表す。中国古典に関しては、二松学舎大学で学んだという。「無外(金剛宣之)」の名は、浜松の石造文化財調査資料を見るかぎり、他には同じ富塚町の合併記念碑に「撰文関係者」として名を連ねるだけである。(実際の撰文者は陸軍歩兵大佐正五位勲三等斎藤梅五郎である)

書写者は崑山(加藤崑山)である。同じ富塚の「合併記念」の石碑に「前住方廣崑山」という表記がみえ、同一人物である。中島町(浜松市)の龍島院などの住職に就いた。当時、書に巧みであったことで知られ、かつて両光禅寺と同じ方広寺派第四教区に所属していた縁で碑文執筆を依頼されたものと思われる。「前住」は僧侶の位を表す。^(注88)「崑山」の名も、浜松の石造文化財調査資料を見るかぎり、富塚町のこの2つの石碑に刻まれるだけである。

4 - 3 他の史料との比較

『吾ガ村』(浜名郡富塚尋常高等小学校編)^(注89)に、以下のように記述する。(括弧内は筆者)

三 耕地整理

富塚共同施行地区

総面積 二、六二〇八
 整理前 二、五二二三
 整理後 二、三三一五
 組合設立年月日 明治四四年(1911)一月二十八日
 工事着手年月日 明治四四年三月二十九日
 工事完了年月日 大正二年(1913)七月十二日
 事業完了年月日 大正五年十月六日

耕地整理組合

設立年月日 昭和二年(1927)十二月廿四日認可^(注90)
 施行前総面積 七十五町六畝二十四歩七合
 組員 百四拾三名
 施行後総面積 八拾五町一反九畝七歩
 工事着手 昭和三年五月五日

工事完了 昭和六年三月二十八日
 事務完了 昭和七年十二月予定
 最初工事費 拾壹万圓
 第二回設計変更後 五万壱千圓也
 河川改修施行予定(段子川と新川と思われる川が書かれる絵がある)
 縣補助金 金壱万五千八百圓也
 陸軍省 金九千圓也^(注91)
 地價
 田一段歩 八百六十圓也 昭和三年
 六百五十圓也 現在
 (以下、省略)

工事の着手を『吾ガ村』は昭和三年五月とするのに対し、碑文では「以昭和四年五月起河川改良耕地整理之工事」とする。また工事完了は『吾ガ村』は昭和六年三月とするが、碑文は「以同六年八月告竣功」である。事務の完了は『吾ガ村』が「昭和七年十二月予定」とするのに対し、碑文は「以八年二月事務完了矣」とする。

4 - 4 碑文の特徴

この碑文の最も大きい特徴は、特定の個人を顕彰していない、という点である。たとえば、『群馬の漢文碑』では、112基のうち、特定の個人を特に詳しく記したものが百基を超え、それ以外の石碑でも、人名が入らないものは一基もない。この富塚の碑は、他の多くの石碑とは異なり、本文中に人名が全く入らないというきわめて珍しい特徴を持っている。特定の人物を挙げないために、富塚の住民全体に視線が広く注がれた文章となっている。

典故というべきものがほとんど用いられていないのも、この碑文の特徴である。銘の部分に「五風兼十雨」とあり、『論衡』(是応)の「風不鳴條、雨不破塊、五日一風、十日一雨」(風、條を鳴らさず、雨、塊を破らず、五日に一風あり、十日に一雨あり)を踏まえるが、いわゆる故事成語辞典にも掲載されるものであり、典故というほどのものではない。

なお、語法の点でやや読みにくい箇所がある。

「幸得交附金並縣廳當局關係者之得力」の「並」(併)は、辞書を引くと「あわせる」「ならぶ」という動詞が、「あわせて」「いっしょに」などの副詞として用いられることがほとんどである。そのためここでは、「並せる」と読んでおいた。小型漢和辞典や『漢語大字典』では名詞と名詞をつなぐ接続詞の役割を挙げていないし、『漢語大詞典』(巻二、p.104)では、12の語釈の最後に「猶和・与」として唐・方干の詩を挙げる。名詞と名詞をつなぐ語として中国古典語で一般的なのは、「与・及」などであり、「並」の使用は少なくとも一般的であるとは言い難い。したがって、「並びに」とは読まなかったが、そう読むことを期待した可能性はあるだろう。あるいは「得力」の「得」の位置に誤りがあり、本来、「並得……」とする可能性もある。

5 むすび

このように見てくると、4つの漢文碑にはそれぞれ個性を感じ取ることができる。一つ目の「気賀林碑」(気賀三富翁碑)は、撰文・書写・刻字のいずれも第一級の著名人をそろえている。三方原開拓がいかに大きな事業であったか、ということが、この碑文に関わった人の名声から知ることができる。また、中村正直による長文(注92)の典雅な文章であり、浜松の石碑を代表するものの一つ、と言ってよいだろう。だが、撰文者と気賀林の関係がよくわからない。本文中に「静岡縣書記官某謀乞余銘今又其子孫携狀來示」と言うだけであるから、気賀林とは特に親交はないが、依頼を受けたので執筆したものであろうか。そうであっても、「予已読先生伝記、深感其為人、乃欣然援筆記其要」(私は先生の伝記を読み、その人柄に深く感動し、それで喜んで筆を執ってその概要を記す)(群馬の「井上浦造碑」)のように書いて、碑文執筆の動機を記しておけば、訴えかけるものがより大きくなったであろう。

また、碑文中で人名を誤るという点も軽率で

ある。中村正直と、気賀林、および、三方原との関係が疎遠であることを物語っている。その点をふまえると、碑文自体は格調高いが、全体としては、客観的・機械的な印象を受ける。

二つ目の「鶴見信平碑」(開拓記念碑)は、地元の浜松商業学校の教諭であった鹿野悠によって書かれた。難解な語や典故が使用され、平易な碑文とは言い難い。しかし、「地方市邑甬每膳有新鮮濫刺之魚矣(地方の村では初めて食事毎に新鮮な魚が食べられるようになった)などの表現には、その地域に住み、鶴見信平の功績を実感できる人へのみ記述できる表現と言えよう。鶴見信平と鹿野悠との関係も述べられて、撰文者の心情が伺える碑文となっている。また、刻工もこの地域の人間であり、一つ目の「気賀林碑」とは異なり、浜松の人の手によって作られたものである。

三つ目の「袴田巽碑」(参玖余蓄碑)も、「鶴見信平碑」と同様に、その地域の教育者によって執筆された。袴田の尽力によって村櫛村に豊穰がもたらされたことを実感を以て記されている。

四つ目の「富塚河川改良耕地整理碑」(記念碑)は、昭和の年号が書かれており、本稿で取り上げた石碑の中では最も新しい。そして碑文の内容は、特定の個人を顕彰しないという珍しいものである。一部の人物に功績を帰せず、関与した全員にその榮譽を認めるという筆致は、撰文者が僧侶ということも与っていると言えようか。碑文中の「蓋非幾多愛郷之士協力一致去私就公焉能得如此」(思うに、多くの愛郷の人々が協力し、私を捨て公を優先したからこそ、この事業をなしえたのだ)という措辞にその意識が端的に現われているだろう。書写者も撰文者と近い人物であり、その点でも地域との関わりの深い碑文である。前章で見たように、語法の点では読みにくい部分はあるものの、この碑文には撰文者の暖かな視線を感じることが可能であろう。

碑文は現在ではほとんど顧みられることがな

い。碑文を扱った書籍は、日本十進分類法では、「7類 芸術」のなかに収められており、歴史史料・民俗史料としては扱われていない。しかしながら、漢文碑を詳細に調査してみると、碑文を通して、その背景をうかがい知ることができよう。住民に顧みられることなくひっそりと立ち続ける漢文碑から知りうることはまだ多いように思われる。

【注】

注1 雑誌等に「報告」として公刊されたもののほかに、書籍としてまとめられたものとしては、中西慶爾『訪碑紀行』(全三巻、1983～1985年、木耳社)がある。近年の出版としては、濱口富士雄『群馬の漢文碑』(2007年、東豊書店)があり、参考とすべきである。また、森章二『碑刻手帖』(1988年、木耳社)同『碑刻--明治・大正・昭和の記念碑--』(2003年、木耳社)から、石碑制作の技法について知ることができる。静岡県について言えば、鈴木輝男『私本静岡県碑文集』(全二巻、1989年、私家版)が静岡県全体の主要な石碑を収めている。調査地域を限定したものとして、壬生芳樹『伊豆碑文集成 西海岸編』(1982年、私家版)や伊豆半島を中心にした桜井祥行『伊豆碑文集 東海岸編』(2008年、私家版)などの碑文集がある。浜松市の石造文化財調査は、大きな石碑のみならず、人目につかない所に置かれた石造物まで調査されており、全国的にも類例の少ない充実した調査となっている。今後、全国の漢文碑に関するより系統的・組織的な研究が望まれる。

注2 ここでいう「浜松市」とは、2005年(平成17年)の合併以前の浜松市を指す。以下、同様である。

注3 石碑の碑文がすべて旧字で書かれているわけではないが、中国古典学の分野でし

ばしば取られる例に倣い、原文は一律に旧字で記した。同一の碑文内で同一字が異なる書体でしばしば書かれるが、それを表現しわけの意義を本稿では求めないので、これも統一して記述した。なお、「々」は古典中国語では使用されないもので、元の字に戻して記述した。

注4 浜松市北区三方原町561番地の三方原神社の一角にある。北緯34度46分29.3秒、東経137度42分38.2秒にあたり、南45度東の方角に向いている。碑石の大きさ(単位はcmである。以下同じ)は、縦300、横132、厚21、台座は高さ68、横363、奥行367である。本文の字の大きさは、縦3.0、横3.0であり、字枠は縦3.7、横3.9である。字枠とは、見えない罫線が碑石に縦と横に書かれてその中に字が書かれていると想定したマス目のことを本稿では指すものとする。なお、字の大きさは字によってさまざまであり、おおよその数値である。

注5 「肉」の字、もと「宀」に作る。「肉」の古字とも訛字ともいう。

注6 碑文の末尾におかれることの多い四言の韻文。『詩経』以来の伝統ある文体である。「劬」「腴」「途」「軀」と「絹」「煥」「奠」「眷」が韻を踏む。

注7 この碑文に関しては、『歴史同好会誌』(第3号、三方原特集号、1989年)に「気賀林(三富翁)碑の碑文を読む」(鈴木弘一郎)がある。「碑文をわかりやすくするため、意識してご紹介することとした」とある。

注8 井伊直盛は、井伊家始祖井伊共保から数えて22代目である。篆額の井伊直憲は37代目に当たる。

注9 この「年甫十八」の部分は前文にかけた。「静岡県令大迫貞清君上表」に「文政十二年、林二十の時、其の父竹田某より田祿二十石、余金百八十五円を与え林を独立せしむ」(表記を一部変更した)とするの

で、前文にかけて「(岩井氏の養子となったのは)年甫めて十八なり」とすべきと判断したためである。

- 注 10 「採薪春穀」は文字通りの意味としては、「薪を取り穀物を搗く」という意味である。ただし、「採薪之憂」(採薪の憂い)は婉曲的に病気を指す語であり、また、『漢語大詞典』(巻8、p.1289、漢語大詞典出版社、1991年)には、「春穀」の語義として「古代女奴所服の一種苦役」という。したがって、「採薪春穀」については、文字通りの意味を超えた過酷な労働という意味で解釈すべきであろう。
- 注 11 「藺席」は、いぐさ製品をいう。
- 注 12 「贏餘」は収支を相殺した余りをいう。
- 注 13 「地士格」とは、農民などに与えられた武士身分をいう。
- 注 14 「寅」は時刻を指す。午前四時ごろの時間帯を指す。次の「子」は午前零時ごろを指す。
- 注 15 「本支」とは本家・分家を指す。
- 注 16 徳川家達は徳川宗家 16 代の当主に当たり、1869年に静岡藩知事に就任し、1871年の廃藩置県に伴って静岡を離れた。
- 注 17 林厚徳は1873年から1876年に在任した浜松県令である。
- 注 18 「草萊」は雑草を指す。
- 注 19 「瑞芽」は柔らかい茶の葉を言う。この三方原の地で製茶業が興されたことを指す。
- 注 20 「左院」は明治初期の立法諮問機関である。1873年(明治8年)の元老院設置に伴って廃止された。
- 注 21 大迫貞清は静岡県初代県令である。1874年(明治7年)に静岡県権令(のち県令と名称変更)となり、1883年(明治16年)に離任した。大迫は着任に際し、困窮した旧幕臣の姿を見て、その救済と授産を第一の任務としたという。(「勝海舟が推した薩摩隼人 初代県令・大迫貞清」(明治の知事の物語6)「東海展望」1966年12

月号 p.58 所掲)多数の士族が入植した三方原の開拓への関心とその指導者気賀林への援助の理由はここにも伺えよう。

- 注 22 「異数」は特別な数という意味である。気賀林の受けた恩賞が特別なものであったことを言う。
- 注 23 「郭汾陽」は中国、唐の時代中期の政治家、郭子議を指す。697年に生まれ、781年に没する。玄宗以下四代の皇帝に仕え、安史の乱の平定など、多くの軍功があった。子孫にも恵まれた。
- 注 24 「小技」とは文字通りの意味は「小さな技」ということだが、転じて、学問や文芸を指す。『隋書』(巻四十二「李徳林伝」)に「至如經國大體、是賈生・晁錯之儔、彫蟲小技、殆相如・子雲之輩」(經國大體の如きに至っては、是れ賈生・晁錯の儔にして、彫蟲小技は、殆んど(司馬)相如・(揚)子雲の輩なり)という。揚子雲は揚雄のことで、司馬相如とともに漢代の優れた文学家である。
- 注 25 「艱劬」は艱難辛苦をいう。
- 注 26 「雲腴」は茶の別称である。
- 注 27 「鸞輿」は天子の乗り物を言う。転じてここでは、天子を指す。
- 注 28 「陳奠」はお供えをして先祖を祭ること。
- 注 29 「天眷」は天子が家臣に対して示す恩寵をいう。
- 注 30 碑側・碑陰ともに刻字されていない。
- 注 31 『引佐麿玉郡有効者列伝』(1885年(明治18年) 静山堂、pp.5-19)所収。書名は本文巻首題による。「効」の字は「功」とすべきか。扉題は『引佐麿玉有功者列伝』とし、「功」の字に作るが、「郡」の字がない。
- 注 32 『気賀三富翁伝』(附:「引佐郡細江町岩井・気賀氏略系譜」、私家版、1996年)
- 注 33 この碑文を中村正直が執筆した理由は不明だが、静岡学問所の教授であった縁で、依頼を受けたか。なお、『近代先哲碑文集』(第32集「敬宇中村先生碑文集」、夢硯堂、

1973年)には収められていない。

- 注34 『浜松市史(三)』(1980年、浜松市役所、p.86)では、「(明治十三年)五月八日大迫貞清は石黒務書記官とともに気賀林の招きで百里園を訪れたが、茶摘女・耕男千百人余で迎え、たいへんな賑わいだったという」とあり、それを裏付ける。
- 注35 宮龜年に関しては、「碑銘彫刻師 宮龜年」(嘉津山清、「歴史考古学」(歴史考古学研究会、54号、2004))、「愛宕神社の狂歌碑と石工「宮龜年」」(嘉津山清、「暁齋」(河鍋暁齋記念美術館、86号、2005))、という論文がある。また、『碑刻--明治・大正・昭和の記念碑--』(森章二、木耳社、2003年)にも記述があり、「龜年刻の画像碑には華があって楽しい。これは字彫りにも生かされていて、彼の記念碑の彫りには心をなごますような感覚の良さがある」という。(p.140)本注所掲嘉津山2004論文では、この「気賀三富翁碑」について、「なんととっても、碑刻された書が素晴らしい。龜年が精魂込めて仕上げた代表作の一つである。文字一字々に名工の揮った鑿の技が伝わってくるようである。字彫りの真髄をみるようで、とても筆舌では尽くしがたい感動を覚える名碑である」とする。(pp.65-66)また、鈴木輝男は「縣下の名碑を問われたら、躊躇する事なく、遠江は、濱松市三方原神社の気賀三富翁之碑銘(中略)を加え度い。是等の碑石は、孰れも、文豪が撰文し名家が揮毫し、名人と稱される字彫り職人達が腕を競った、逸品而已であり、再び、入手不可能な文化遺産である」という。(『私本静岡県碑文集 一』(私家版、1989年)序文p.5裏)本書の刊年は本文巻末の記述による。なおこの書は、序に「私本静岡県縣碑文集」の名があるが、巻首題を『新編駿河碑文集』としている。なお、『私本静岡県碑文集 二』は、巻首題を『新編

遠江碑文集』とし、「気賀三富翁之碑銘」を収める。

- 注36 注35所掲嘉津山2004論文によれば、宮龜年と中村正直の組み合わせによる石碑は5基、宮龜年と日下部東作の組み合わせによる石碑は11基ある。管見の範囲では、浜松に最も近い「中村正直撰文、宮龜年刻」の石碑は、静岡県牧之原市波津632-6にある小堤山公園にある石碑である(嘉津山2004論文には見えない)。相良の油田開発に携わった村松吉平の石碑がそれであり(小堤山公園石碑番号1)、明治17年の年号がある。相良油田開発と漢文碑に関しては、別稿に期したい。なお、備忘のために記せば、宮龜年の名は、他にも、牧之原市菅ヶ谷の相良油田資料館の北東700mの峠にある「村上正局肖像碑」、袋井市久能の可睡齋の本殿前にある「可睡齋秋葉總本殿之碑」、可睡齋奥の院前にある「旌徳活人劔碑」、JR磐田駅南口にある「壽藏碑(青山宙平顕彰碑)」にも見える。
- 注37 『浜松市史(三)』(1980年、浜松市役所、p.70)では「浜名湖北の琉球表」とする。
- 注38 注32所掲書所収の「引佐郡細江町岩井・気賀氏略系譜」(p.4)によれば、三男は伝三郎であり、1852年(嘉永5年)に生まれ、1863年(文久3年)に没している。なお、この書では、鷹四郎を四男とする。同書によれば、鷹四郎は1856年(安政3年)に生まれている。
- 注39 『細江町史(通史編下)』(1992年、細江町、p.580)も明治11年として誤る。
- 注40 浜松市西区村櫛町3723番地で、北緯34度43分19.3秒、東経137度35分35.1秒にあたる。南75度東に向いている。碑石の大きさ(cm)は、縦350、横143、厚25、台座は高さ109、横502、奥行416である。本文の字の大きさは、縦4.5、横5.0であり、字枠は縦6.2、横6.1である。

- 注 41 碑文では「己」の字に作る。だが、ここでは字義が通らないと考え、「巳」として解釈した。
- 注 42 「澳」は入り江、水辺の隈。
- 注 43 1848年(弘化5年、嘉永元年)浜松生まれ。1914年(大正3年)没。1911年(明治44年)浜松市が発足すると、「市長事務取扱」を内務省に命じられ、初代市長となる。
- 注 44 「料理」は、「処理する・取り扱う」の意。「料理」を「調理」の意味で用いるのは、古典中国語本来の用法ではない。
- 注 45 「犖确」は置韻(同じ韻をそろえる)の擬態語。「らくかく」と読む。大きな岩石が多数あり、平坦でない様を言う。唐・韓愈の「山石」の詩に「山石犖确行徑微,黄昏到寺蝙蝠飛(山石犖确として行徑微かに、黄昏に寺に到れば蝙蝠飛ぶ)」とある。
- 注 46 「曠夷」は広くて平らかであること。
- 注 47 「沮洳」は低湿の地をいう。『詩経』(魏風・汾沮洳)に「彼汾沮洳,言采其莫」(彼の汾(汾水という川)の沮洳,言に其の莫(野菜の一種)を採る)とある。「集伝」では、この「沮洳」を「水浸処、下湿之地」という。
- 注 48 「清澂」の「澂」は「澄」の異体字である。
- 注 49 「遒麗」は力強く美しいことをいう。
- 注 50 「闔村」は「村全体」をいう。「闔」は全体を指す。
- 注 51 「於物魚鼈躍」の句は、『詩経』(大雅・文王・靈台)の「王在靈沼,於物魚躍」(王、靈沼に在り、於物^{あのみ}ちて魚躍る)を典故とする。
- 注 52 「等倫」は同類のもの。
- 注 53 袴田巽は1848年(嘉永元年)村櫛村で生まれた。教育の向上や消防組の設置に尽力した。1926年(大正15年)死去。『庄内の歴史』(庄内郷土史研究会、1972年、pp.309-311)に略歴の記述がある。
- 注 54 「諗」はここでは「告げる」の意。
- 注 55 「文之與書」の「之」は「与」の前に置かれて、特に意味を持たない。「文与書」と同義。『古漢語虚詞詞典(増訂本)』(王政白、黄山書社、2002、p.71)では「之与」の項に、「前後の2項が並列関係にあることを表わす(原中国語)とし、『荀子』(巻13、致士)に「土之与人也、道之与法也者、国家之本作也」(土と人、道と法は国家の根本である)を引く。また、他の例として、『墨子』(巻13、公輸)に「荆之地方五千里、宋之地方五百里、此猶文軒之与敝輿也」(荆の地は五千里四方あり、宋の地は五百里四方である。これはまるで、飾った車とみすばらしい車のようなものです)を挙げられよう。
- 注 56 「穆堂」は鹿野悠の号か。また、「子則」は^{あざな}字か。いずれも管見の範囲では見出し得なかった。続く部分に「子則不必爲過稱之辭矣」とあり、「過稱之辭」は、「子則」が「男子の準則」という意味であることを指していると判断して、本稿では「子則」を字として解釈した。「子則」が字でない場合、「子」は尊称であり、当該部分は「諸を穆堂鹿野子に得れば則ち之を甘受するのみ」となろう。また、その後の部分の「子則は必ずしも……」は「子は則ち必ずしも……」となろう。
- 注 57 唐・韓愈「潮州刺史謝上表」に「臣以狂妄慙愚、不識禮度、上表陳佛骨事、言涉不敬」とある。
- 注 58 『後漢書』(巻111、雷義伝)による故事である。陳重と雷義の二人の友情が堅いのは、膠や漆も及ばない、という意味である。
- 注 59 「病革」は病気が重くなること。
- 注 60 「宿債」は、以前からの借り、果たしていない約束。
- 注 61 「睫」はまつげ。目とまつげの間ほどのわずかな隔たりをいう。
- 注 62 項羽が文字や剣術を真剣に学ぼうとしな

いのを項梁が叱ると、「字は姓名を書ければいいのであり、剣術は一人を相手にするだけのものだから学ぶ価値がない。一万人を相手にすることなら学びましょう」と言った故事による。(『史記』(巻7、項羽本義)による)この碑では、「姓名を記すに足らず」と言い、姓名を書くだけの能力もないという謙遜の辞である。

注 63 「碓」はここでは、「碑碣」を数える量詞か。

注 64 「壇」「難」「肝」「殫」が韻を踏む。

注 65 「排擠」は手段を弄して排斥すること。

注 66 「生生之産」は、『老子』(第50)の「人之生、動之死地者、亦十有三、夫何故？以其生生之厚」(人の生まるるや、動いて死地に之^ゆく者、亦た十に三有り、夫れ何の故ぞ。其の生を生うの厚ければなり)とある。

注 67 碑側には刻字されていない。碑陰には「大正五年十二月 村櫛村民建之」と刻字されている。

注 68 インターネットで検索すると「浜松 あの日の頃(その十八)」というサイトに、「先生のなかでもっとも異色のあるのが漢学の鹿野悠先生で、その頃相当な年輩だったが、独身で、その頃の文相だった一木さんのことを『わしが一番、一木が二番』と学校時代の成績を自慢なさる癖があり、秋葉神社の傍のお宅には常に浜商生が両三名寄宿していた」とする。(http://yujiro.web.infoseek.co.jp/sab.7.12.ano18.htm、2008年9月19日取得)

注 69 なお、鹿野悠は生前、浜松に関する資料を蒐集していたようである。死後、その息子の鹿野澄がその資料を浜松市史編纂室に寄贈した旨の記事が「遠州新聞」(1956年(昭和31年)11月21日号、第4面)に掲載されている。

注 70 浜松市西区村櫛町4260番地付近にあり、北緯34度43分19.3秒、東経137度35分35.1秒にあたる。南75度東に向いている。

碑石の大きさ(cm)は、縦245、横94、厚16、台座は高さ77、横295、奥行283である。本文の字の大きさは、縦4.2、横3.8であり、字枠は縦5.2、横5.1である。

注 71 「某某」、もと「某々」に作る。

注 72 「穰穰」、もと「穰々」に作る。

注 73 「某某」、もと「某々」に作る。

注 74 「參玖余蓄」とは、「三九年の余蓄」すなわち、明治39年に生産物に余剰が生まれたことを述べるか。

注 75 天地を指す。『文選』(巻7)の「揚雄「甘泉賦」に李善が注して「張晏曰「堪輿、天地總名也」。(中略)許慎曰「堪、天道也。輿、地道也」」という。

注 76 この部分は解説しにくい。本稿ではとりあえず、開墾によって地形が変わり、東南の水蒸気が西北の地にまで流れ込み、耕作に適した湿度をもたらし、という意味として解釈しておく。「氣」と「岸」の間の字は、「河」のつくりの部分の「口」を右に広げて突き抜けたような字形であり、辞書類に見だし得ない。字形と文脈から「河」の崩したものと判断した。『詩経』(小雅・沔水)に「沔彼流水、朝宗于海」(沔たる彼の流水、海に朝宗す)とあり、「沔」はここでは、水が満ちるさまを指す。なお、『詩経』(中、石川忠久著、明治書院、1998年、p.268)の当該箇所では「水は、大地に豊穰を齎すとともに、類感呪術的に女性に多産を齎し、延いては一族の繁栄をも齎らすとされた(福本郁子執筆)」といい、それを意識するか。待考とする。

注 77 「澌釋」は溶けること。

注 78 『史記』(巻126「滑稽列伝」)に「甌窶滿篝、汚邪滿車、五穀蕃熟、穰穰滿家」(甌窶 篝に満ち、汚邪 車に満ち、五穀蕃熟し、穰穰として家に満てよ)とある。「汚邪」とは地勢の低い土地を指す。

注 79 碑側には刻字されていないが、碑陰には、

- 「企業発起人 袴田巽」と「企業兼工事世話人兼建碑委員」の名が列挙されている。
- 注 80 浜松市中区富塚町 1730 番地付近で、北緯 34 度 43 分 30.8 秒、東経 137 度 42 分 17.6 秒にあたり、南 75 度東に向いている。碑石の大きさ (cm) は、縦 191、横 75、厚 16、台座は高さ 41、横 140、奥行 89 である。本文の字の大きさは、縦 3.0、横 3.5 であり、字枠は縦 3.8、横 3.8 である。
- 注 81 「全」「川」「田」「年」が韻を踏む。
- 注 82 この部分を『わが町文化誌 とみつか』(浜松市立富塚公民館、2002 年、p.121)では、「五十余町歩がその惨害を受けた」とするが、そこで切らずに次の句に続けて「その惨害は形容できないほどひどいものであった」とした方がよい。
- 注 83 「幸得交附金並縣廳當局關係者之得力」の「得力」が読みにくい。辞書類で検索したが、適切な用例を検出できなかった。「得力」には「有能である」という意味があり、ここではとりあえず「有能な人物」の意味で解釈した。あるいは、「並びに県庁当局關係者の力を得」と読むことを期待して作成した可能性もあるが、それならば「得」の字の位置が不適切である。「並得縣廳當局關係者之力」とすべきであろう。また、単に「力」とする表現が適切であるか疑問があり、「幸いに……を得、並びに……を得」という表現もやや生硬であろう。本稿では、この碑文を書く際、語法の誤りを撰者が看過した可能性は低いと考えて、「得力」を熟語と判断した。
- 注 84 「衲」は僧侶の自称。
- 注 85 「五風」「十雨」は、『論衡』(是応)に基づく故事である。五日に一度風が吹き、十日に一度雨が降るという順調な気候を指す。
- 注 86 両光禅寺は、浜松市中区富塚町 3283-1 番地に現存する寺をいう。臨濟宗方広寺派である。「方廣」は、浜松市北区引佐町奥山にある方広寺を指す。
- 注 87 碑側には刻字されていないが、碑陰には「関係者」の名前が列挙されている。
- 注 88 無外住職・崑山住職に関しては、両光禅寺よりご教示いただいた。
- 注 89 この書は、浜松市立中央図書館に所蔵されている。刊記がないので正確な刊行年はわからないが、85 頁の「昭和七年十二月予定」という記述から、昭和 7 年頃に執筆され、その後に発行されたと思われる。なお、この書はガリ版刷りを線装したものであり、出版社・書店を介した正式な刊行物ではないようである。書名の「吾ガ村」は扉題であり、題箋では「吾ガ村 富塚村誌」とし、背には「富塚村沿革誌 吾ガ村」とする。なお、本資料に関しては『わが町文化誌 とみつか』編集委員の神谷昇氏のご示教による。
- 注 90 『わが町文化誌 とみつか』注 82 所掲書、p.121)では、「昭和二年(一九二七)一月二十四日、(中略)組合が設立され、翌三年に事業が始まった」とする。
- 注 91 『わが町文化誌 とみつか』注 82 所掲書、p.121)では、「陸軍では水害対策費として村に一万七千八〇〇円を交付。村はこの内九千円を耕地整理組合に、残りの八千八〇〇円をもって耕地整理事業区域外の河川の改修を行う事とした」とする。
- 注 92 それぞれの碑の本文の字数は、空角を除いて、「気賀三富翁碑」は 973 字であり、「開拓記念碑」は 583 字、「参玖余蓄碑」は 248 字、「記念碑」(富塚河川改修記念碑)は 262 字である。